

令和8年（2026年）3月23日

報道機関各社 様

有限会社サクセス観光への監督処分（除却命令）について

有限会社サクセス観光による都市計画法（昭和43年法律第100号）違反事案につきましては、現状違法建築物が残存しており、今後これらが速やかに是正される見込みはないと判断したことから、同社に対して監督処分（除却命令）を行いましたので、お知らせいたします。

1 命令書の交付日時等

(1) 日時

令和8年3月23日（月） 午前11時

(2) 場所

札幌弁護士会 村松法律事務所(札幌市中央区北2条西9丁目4 インファス5階)

2 相手方

有限会社サクセス観光 取締役 目黒 清志 氏 ※同社代理人弁護士同席

3 命令の内容

令和8年10月31日までに所有する違法建築物37棟を除却すること

4 備考

(1) 令和8年1月14日（水）の立入検査後の報告にて、残り棟数を38棟とお伝えしましたが、その後、建築物1棟の是正が確認されたため、残り棟数は37棟となっております。

(2) 除却命令に伴う標識の設置日時については、後日、お知らせいたします。

【問い合わせ先】

都市局市街地整備部開発指導課長 坪田

電話：011-211-2512

【参考：ノースサファリサッポロにおける違法建築物の推移】

エリア名		違法建築物数(棟) ※カッコ内は前回調査からの増減棟数					
		R6.3.5	R6.12.3	R7.5.15	R7.9.18	R8.1.14	R8.3.5
1	園内	50	55(+5)	47(-8)	41(-6)	13(-28)	12(-1)
2	園周辺	12	16(+4)	12(-4)	13(+1)	7(-6)	7( 0)
3	アニマルグランピング	19	24(+5)	23(-1)	19(-4)	6(-13)	6( 0)
4	ヒルズ&ヒルズビップ	9	9( 0)	8(-1)	6(-2)	2(-4)	2( 0)
5	デンジャラスの森	18	21(+3)	9(-12)	11(+2)	1(-10)	1( 0)
6	イベント会場	1	4(+3)	0(-4)	0( 0)	0( 0)	0( 0)
7	フードコート	21	17(-4)	12(-5)	14(+2)	5(-9)	5( 0)
8	獣舎等	8	11(+3)	10(-1)	9(-1)	2(-7)	2( 0)
9	アドベンチャー	4	6(+2)	3(-3)	2(-1)	0(-2)	0( 0)
10	HANARE	5	14(+9)	6(-8)	6( 0)	1(-5)	1( 0)
11	ジュラシックキャンプ	6	3(-3)	2(-1)	0(-2)	0( 0)	0( 0)
12	駐車場1	2	2( 0)	0(-2)	0( 0)	0( 0)	0( 0)
13	駐車場2	1	1( 0)	1( 0)	1( 0)	1( 0)	1( 0)
14	駐車場3	0	0( 0)	0( 0)	0( 0)	0( 0)	0( 0)
合 計		156	183(+27)	133(-50)	122(-11)	38(-84)	37(-1)

